

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止と臨時休業について

学校法人 森村学園 令和3年(2021年)7月9日版

	ケース	出席停止期間	臨時休業について
1	本人が感染と認定	医師もしくは保健所が登校を認めるまで	左記のケースにおいては、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の「臨時休業の判断について」に準じて、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、各設置校の責任者が学級単位、学年単位、又は学校全体の臨時休業の可否を判断する。
2	家族が感染と認定	医師もしくは保健所が登校を認めるまで	
3	本人が濃厚接触者と認定	医師もしくは保健所が登校を認めるまで	
4	家族が濃厚接触者と認定	当該家族が陰性で、当該家族が最後に濃厚接触した日から起算して1週間経過するまで。	
5	本人が以下の症状を有しながら、未受診あるいはPCR検査で陰性だった場合 A. 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)、高熱、鼻汁・鼻閉を伴わない味覚・嗅覚の低下、風邪のような症状が2日以上続いた場合 B. 平熱より高い微熱がある場合(37.5℃くらいまでを目安) C. 風邪の症状がある場合 咳、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調全般	A: 受診し、医師に登校を認められるまで B: 午後の体温が平熱に戻るまで(翌日登校可) C: 薬なしで症状がなくなるまで	
6	家族が上記5番の症状を有しながら、未受診あるいはPCR検査で陰性だった場合	① 上記5のケースのA・Bの症状の場合、5のケースと同様の出席停止期間とする。 ② 上記5のケースのCの症状の場合、出席停止になることあり	

新型コロナワクチン接種、または接種後の副反応について

1	A. 課業日に接種する場合 B. 接種後、接種に伴う副反応であるかは不明であるが体調不良により欠席した場合 C. 接種後、体調不良となり医師に副反応と診断された場合	A : 保護者の申し出により、課業日に接種せざるを得ない理由があると認められた場合は出席停止とする。 B、C : 保護者の申し出により、出席停止とする。	
---	--	---	--

*出席停止に該当する場合(医師・保健所等の指示による場合含む)学校・幼稚園への連絡をしていただき、再登校(園)の際には保護者が記入した届(登校許可証または再登校届)が必要です。

各部における登校許可証、再登校届の用紙は以下のところからご利用下さい。

幼稚園：幼稚園のしおり 初等部：もりむら生活手帳、またはホームページ 中高等部：ホームページ (生徒手帳巻末の再登校届の利用も可)

・医師や保健所等から上記のものとは異なる指示が出された場合や、判断に困られた場合などは学校にご連絡下さい。

・厚生労働省接触確認アプリ(COCOA)で接触通知があった場合は、アプリの案内に従って下さい。

以上の目安は学校医と相談して決めておりますが、今後、変更となる可能性があります。